

＼高校生も対象に！／ 児童手当が変わります

問子育て支援係TEL 74-8369

令和6年12月支給（10月・11月分）から



- ✓ 所得制限の撤廃
- ✓ 高校生年代までの延長
- ✓ 第3子以降は3万円
- ✓ 2か月に1回支給

児童手当法の改正により、支給対象が拡充されます。主な改正事項については下表のとおりとなります。

主な改正事項	令和6年9月分まで		令和6年10月分から（改正後）		
所得制限	あり		なし		
支給対象児童	0歳～中学生 （15歳到達後の最初の年度末まで）		0歳～ 高校生年代まで （18歳到達後の年度末まで）		
支給月額 （児童1人あたり）	3歳未満	一律 15,000円		3歳未満	15,000円
	3歳～小学生	10,000円	第3子以降 15,000円	3歳～小学生	10,000円
	中学生	10,000円			
	高校生	なし		高校生	第3子以降 30,000円
児童の数え方	18歳到達後の最初の年度末までの子を対象とし、上から第1子、第2子と数える		22歳到達後の最初の年度末までの子を対象とし、上から第1子、第2子と数える		
支給月	年3回（各前月までの4か月分を支給）		年6回（各前月までの 2か月分 を支給） ※制度改正後の初回支給は12月		

●制度改正により各種申請が必要な方

対象となるパターン	申請の要否	必要となる書類
①受給資格者が改正前の所得限度額超過により特例給付の支給対象外である方	必要	児童手当認定請求書 (9月下旬頃に郵送します。)
②中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方		【添付書類】 申請者の健康保険証 通帳・キャッシュカードのコピー
③新たに施設入所などしている児童がいる方		
④一定の所得以上で特例給付を受けている方	不要	
⑤支給要件児童として認定されている高校生年代の児童と中学生以下の児童を養育している方		
⑥支給要件児童として認定されていない高校生年代の児童(市外在住で生計を一にしない児童など)と、支給要件児童として認定されている中学生以下の児童を養育している方	必要	額改定請求書 ※該当する方はお問い合わせください。
⑦現行で多子加算を受けている方	不要	
⑧新たに多子加算を受ける方		
⑨新たに多子加算の算定対象となる大学生年代の子がいる方	必要	生計費の負担についての確認書 (9月下旬頃に郵送します。) ※市外に大学生年代の子がいる場合はお問い合わせください。
⑩既に施設等受給資格者であるもので、その委託などをされている児童のうち、高校生年代の児童がいる方		児童手当認定請求書 額改定請求書 ※該当する方はお問い合わせください。

※9月1日以降に砂川に転入された場合は別途ご案内します。

●申請期限

10月25日(金)

※最終期限は令和7年3月31日(月)

最終期限を過ぎて申請となった場合、令和6年10月に遡って手当の支給および多子加算の適用はできません。受付翌月分から支給開始となります。

●注意点

- ・制度改正後も、主たる生計の維持者(恒常的に所得の高い方)がお住まいの自治体で受給(請求)となります。
- ・公務員の方の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。必要な手続きなどについては勤務先でご確認ください。

